

平成23年第4回土別市議会定例会会議録(第3号)

平成23年12月14日(水曜日)

午前10時00分開議

午後 1時53分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(19名)

副議長	1番	遠山昭二君	2番	十河剛志君
	3番	松ヶ平哲幸君	4番	渡辺英次君
	5番	丹正臣君	6番	粥川章君
	7番	出合孝司君	8番	伊藤隆雄君
	9番	谷口隆徳君	10番	国忠崇史君
	11番	小池浩美君	13番	井上久嗣君
	14番	岡崎治夫君	15番	田宮正秋君
	16番	神田壽昭君	17番	菅原清一郎君
	18番	斉藤昇君	19番	岡田久俊君
議長	20番	山居忠彰君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	鈴木久典君	市民部長	三好信之君
保健福祉部長	織田勝君	経済部長	林浩二君
建設水道部長	土岐浩二君	朝日総合支所長	高橋哲司君
市立病院院長	吉田博行君		

教育委員 会長
尾崎 学 君

教育委員 会長
安川 登志男 君

教育委員 会長
生涯学習部
石川 誠 君

農業委員 会長
会長職務代理者
飛世 薫 君

農業委員 会長
農事 事務局 局長
秋山 照雄 君

監査委員
三原 紘隆 君

監査委員事務局
監査課 局長
清水 修 君

事務局出席者

議会事務局 局長
藤田 功 君

議会事務局 局長
議総務課 局長
浅利 知充 君

議会事務局 局長
議総務課 主任主事
東川 晃宏 君

議会事務局 局長
議総務課 主任主事
御代田 知香 君

議会事務局 局長
議総務課 主任主事
樫木 孝士 君

(午前10時00分開議)

副議長(遠山昭二君) ただいまの出席議員は18名であります。定足数を超えておりますので、これより本日の会議を開きます。

副議長(遠山昭二君) ここで事務局長より諸般の報告をいたします。

議会事務局長(藤田 功君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の遅参についてであります。20番 山居忠彰議長から遅参の届け出がありません。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

副議長(遠山昭二君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

10番 国忠崇史議員。

10番(国忠崇史君)(登壇) おはようございます。

第4回定例会に当たり、一般質問を行います。

さて、私は3つのテーマで質問通告を提出しましたが、そのうち原発事故等の本市への影響については、昨日午後の小池浩美議員、谷口隆徳議員の質問と答弁の中で尽くされておりましたので、私の質問では割愛いたします。瓦れきを受け入れるのではなく、人の自主的な避難をたくさん受け入れていこうと名寄市などに呼びかけたいと私は考えていることを述べるにとどめる次第です。

したがって、テーマは都合2つとなりました。

まず、交通安全及び交通問題について幾つか取り上げます。

第1に、土別市にとって最も重要な一般道路である国道40号線の件です。

この国道には、去年の多寄市街地に続き、今年は土別中心部でも走行車線とその外側とを区分する白い外側線が引かれました。これにより片側二車線だと思い込む車は減りました。中でも市内中心部で追い抜きを試み、あまつさえは左側、すなわち路側の歩道側から追い抜くような危険運転をする車は激減したと思われます。この夏場にかような運転習慣がついたようなので、外側線が見えなくなった冬場もまた片側一車線走行による安全運転が期待できるものです。

国道沿いの商店街の反応も含めて、外側線を引いたことの効果はいかように出ていると考えられるのか、見解を承っておきます。

2番目、しかしながら市内全域の交通状況を見れば、11月に雪が降って以来、死亡事故を含むいわゆる冬型事故も次々と発生したのは報道にあるとおりです。路線バスの衝突事故などもありました。寡聞ながら私の知る範囲でもグリーンベルト周辺でスリップし、衝突した事故を数件見ております。

冬道絡みでこの数週間おおよそどんな事故が何件起こっているのか、この際ざっと示されたく求める次第です。

3点目は、俗に言うグリーンベルト、いわゆる広通りについて、一昨年第4定例会に続き再論いたします。

広通りを走行してわき道へと右折する方法を当時お聞きし、交差点の中心より内側を回るいわゆる内回りで解決いたしました。しかしながら、日々感じることは、これでは広通りを単純に横断していく車の走路と理屈の上では衝突することになるのではないかという懸念があります。

そこでこの際、広通りからわき道へと右折する車、南北に直進する車、単純に東西に横断する車、わき道から広通りへと合流する車の4例を挙げて、優先順位を整理してはいかがかと思うものです。広くて真っすぐな広通りですから、スピードを上げている車も多く見かけます。果たしてドライバーのそのときそのときの判断や思いやりといったものに任せていいものかどうか疑問が尽きませんが、いかがでしょうか。

4点目は、西広通りの構想についてであります。

近年は東広通りも整備されました。中央分離帯のある道は一見広々としてきれいですが、本市ではドライバーの高齢化もあり、逆走の危険性もあると思うのです。また、交通弱者保護も考慮して、今後は余り広くて真っすぐな道をつくるべきではないと思うのですが、西広通り造成の構想を図面上で見ているといささかですが、心配になります。

西広通りの概要やスピード出し過ぎなどへの対策をいかに考えているか、その点を4点目として伺うものです。

5つ目は、広通りグリーンベルトの南端となり、道幅が減るところに位置する東1条15丁目信号の件です。

ここの交差点は、北から南へ向かう信号が先に青になり、逆方向はその後に青になります。このことは日常通行するリピーターはよくわかっていますが、一見のドライバーはあずかり知らないことであります。つまり反対方向の交通につられて停止線から前へ出てしまう車が存在するという事です。停止線から前へ出てしまうと大型車の進入に支障となるなど危険があることは理解できると思います。

はて、南北でタイミングの違うこういう信号を時差式信号機というのが適切かどうかは存じませぬが、何らかの表示は必要ではないでしょうか。

また、この交差点を南から北に渡る自転車については、車の信号の青と歩行者の信号の青とが全く違うため、どちらに従えばよいのかわからないのではないかと疑問があります。特に時間帯によっては、南中学校の生徒の自転車通行が多く見られる交差点です。どのように安全を確保しているのか、お聞かせください。

6番目、最後の点です。

警察庁は、10月25日に自転車交通秩序の総合対策をまとめ、自転車の車道走行徹底を打ち出

すこととなりましたが、それでいいのかどうか全国的に論議を巻き起こしております。この件では疑問の声も新聞記事に多く見かけ、また北海道新聞では読者の投書でもたくさん取り上げられています。いわく警察庁は雪を念頭に置かず、全国一律に出した方針を北海道に当てはめようとするのがおかしい、はたまた都会と田舎では歩道の通行量や状況が全く違うなどなどです。

翻って本市の現実を考えますと、もともと広通り、中央通りなど自転車の歩道走行可の標識がつけられている道路が多く、また土別小学校の北東の角からつくも水郷公園方面に至る道には、一部自転車専用レーンがあります。更に13歳未満と70歳以上は道路交通法施行令で自転車の歩道走行可であるし、問題になるのは主に中高生の自転車走行となるかと考えます。

さて本市としては、この自転車は車両だから車道走行を徹底するのだという方針にどう対応していくのか、柔軟な対応の余地はあるのかどうかを含めてこの際お聞きいたす次第です。

(降壇)

副議長(遠山昭二君) 牧野市長。

市長(牧野勇司君)(登壇) おはようございます。

国忠議員の御質問にお答えいたします。

私から、国道40号線に設置された外側線の効果、冬型交通事故並びに西広通りの概要についてお答えし、グリーンベルト横断車の走行方法、時差式信号機並びに自転車の車道走行徹底につきましては、市民部長からお答えいたします。

まず、国道40号線、土別中央市街地及び多寄市街地に設置した外側線の効果についてであります。走行する車両運転者は外側線が設置されたことにより、片側一車線の通行であることが明確になったことで、並走車両や追い抜き車両が減少し、スピード超過と危険運転の減少のほか、右折がより円滑になるなど具体的な効果があらわれております。

また、外側線設置以来初めての冬を迎えたところでありますが、夏場の習慣が身につき、同様の効果が持続するものと期待しております。

次に、土別市における冬型事故の発生状況についてであります。

例年11月中にはおよそ60件から70件ほどの事故が発生しておりますが、本年は降雪以降、一度も融雪することがなく路面が滑りやすかったこともあり、11月20日から12月5日までのわずかな期間に死亡事故を含む64件の交通事故が発生しております。

こうした状況から市といたしましては、報道を通した啓発、更に今年19日には道北自動車学校との連携により冬道運転実技講習会を開催するほか、私からも市職員に対してもみずから交通安全に努めることはもとより、市役所に来庁された方がお帰りの際には注意を促すよう指示したところであります。

本市においては、4月以来これまで4件の死亡事故が発生するなど非常事態とも言える状況にあり、更には冬型交通事故が増える時期を迎えたことから、今後とも市民の安心・安全を守るためにも土別警察署及び関係機関・団体と連携を図りながら交通事故の防止に最大限努め

てまいりたいと存じます。

次に、西広通りにかかわってのお尋ねであります。

西広通りは、国道239号と道道剣淵原野土別線を結ぶ総延長1,660メートルの幹線街路で、車道は幅員9メートルで分離帯のない二車線となっており、歩道は一部、下水処理場以北は東側のみ歩道を設置する計画で、総事業費約6億2,000万円、平成22年から28年度までの7年間をもって駅南地区の皆さんが待望久しい街路が完成する予定となっているところであります。

この街路は、市街地外周部の円滑な交通体系確保のため、見通しのよい直線道路として整備する計画であります。先ほど申し上げたとおり、交通事故により市民の安心・安全が脅かされることのないよう、公安委員会を初め、関係機関と十分協議の上、適切な処置を講じ、交通弱者にも配慮した安全・安心な道路整備に努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げて、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 三好市民部長。

市民部長（三好信之君）（登壇） 私から冬道事故の詳細、グリーンベルト横断車の走行方法、時差式信号機並びに自転車の車道走行徹底についてお答えをいたします。

まず、先ほど市長からお答えいたしました64件の事故の詳細であります。単独での路外逸脱事故が34件、追突事故が10件、交差点での出会い頭が7件、正面衝突が2件、このうちの1件が死亡事故でございます。そのほかバックした際に車にこすったとか当たったという事故が11件の計64件という内容になっております。

次に、グリーンベルト横断車の走行方法についてのお尋ねであります。

交差点における通行は、道路交通法により車両の右折及び左折、交差点で進行する方向に関する通行区分の指定、交差点における他の車両との関係などが定められており、これらの規定に定められた走行が大前提であります。特に交差点に進入する際は十分安全を確認し、その状況に応じて進行することが基本であります。

仮に市で道路交通法にないルール、お話にありましたような優先順位をつくらせるとなると市民の方がほかの町に行ったとき、あるいは他の町の方がたまたま土別市を通過する際、混乱を来すことも考えられます。まずは市民一人一人の方が交通ルールを守って、お互い譲り合いの精神で車両を運転することが事故防止の上で最も重要と考えておりますので、この啓発に努めてまいりたいと存じます。

次に、東1条15丁目、16丁目交差点の時差式信号機の表示の必要性についてであります。土別警察署と協議をいたしましたところ、交差する広通り、南郷通り、南町東1号線道路の形状がそれぞれ異なり、これら3本の道路の円滑な車両通行を確保するため3系統の信号表示としたことから、南北間に時間のずれが生じるところであります。これはいわゆる時差式信号機ではなく、円滑な車両通行と交通事故防止のための方式であるため、警察署では信号機に時差式信号機表示の必要性はないと判断しているところであります。

ただ、議員のお話のように特殊な信号でありますので、注意を呼びかける看板の設置が可能

か関係機関・団体と協議をするとともに、運転者の方には青信号を確認の上、交差点に進入するという交通ルールの大原則を守っていただくことを今後とも交通安全指導等で徹底してまいりたいと存じます。

また、ただいま申し上げました交差点を自転車が通過する際、車道側、歩道側どちらの信号に従えばよいかとのお尋ねでありますけれども、例えば車両信号が青、歩道信号が赤の際、基本的には自転車は軽車両でありますので、車道側のところを通行することも可能であります。ただ、車両信号が赤、歩道信号が青の場合、歩道に自転車の横断帯がある場合につきましては、自転車に乗ってそのまま通行することも可能です。歩道に横断帯がない場合、自転車からおりて歩行者と一緒にあってそこを押して通行するといったことが可能であります。いわゆる車両側、歩行者側も青の場合、こちらの場合は自転車どちらを選択することも可能なわけですが、先ほど申し上げましたように、歩道に横断帯がない場合は自転車をおりて押して通過するということとなります。

次に、自転車の車道走行徹底であります。

平成20年6月1日より道路交通法及び同施行令の一部が改正され、自転車が歩道を通行することができる場合は、これまでどおり自転車歩道通行可の道路標識がある場合に加え、新たに4項目が追加されたところであります。1つ目は、6歳以上13未満の児童や6歳未満の幼児が運転する場合、2つ目は、70歳以上の方が運転する場合、3つ目は、安全に車道を通行することに支障を生じる程度の身体の障害を持つ方が運転する場合、4つ目は、車道等の状況に照らして自転車の通行の安全を確保するため歩道通行することがやむを得ないと認められる場合となっております。

これら道路交通法の改正後の対応につきましては、土別警察署及び交通安全協会など関係機関・団体と連携を図りながら小中学校・高等学校・老人クラブなどにおける交通安全教室を通し指導し、また市内各地において自転車の利用者に対して直接啓発を実施しているところであります。

ただ、お話のように近年、都会を中心にスポーツサイクルを通勤に使う方が増加するとともに、本来公道を走れないブレーキのないピストバイクが普及し、対歩行者事故が10年前の3.7倍に増加したとされております。こうした状況から警察庁は、自転車はもともと軽車両であり、車道を走ることが原則であることを徹底させるため、違反自転車を厳しく取り締まる方針を示したところでありますが、大型車が通行する道路などにあっては柔軟に対応するとしております。

本市におきましては、都会のような状況にはないところでありますが、今後も歩行者・自転車利用者ともに互いに交通ルールを守り、安全な通行ができるよう交通安全指導と啓蒙・啓発活動を継続して実施してまいります。特に小中学生などのお子さんにつきましては、先ほどのどちらの信号機に従えばよいのかなども含めて交通安全教室などで指導をしてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁いたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 国忠崇史議員。

10番（国忠崇史君）（登壇） 次に、市立博物館リニューアル事業について質問します。

開館から30年目を迎えている市立博物館においては、1,500万円ほどかけた大規模なリニューアルが行われ、入館者も増えていると報道されておりますし、今定例会冒頭の行政報告においても市長より紹介がありました。

私自身も仮オープン中の3月5日土曜日に夜間開館の告知を拝見して博物館を訪ねましたところ、沿道に約180個のアイスクャンドルが用意されており、聞くと館長以下スタッフの手づくりになるものとのことで、その熱意には大変心が動かされました。

私の持論は以前にも申し上げましたが、道北の市の中でも大学が存在していない我がまちの社会教育活動においては、博物館及び図書館の役割が決定的に重要なのでありますから、博物館事業への関心と支援については市民を挙げて力を入れたいところであります。

そこで、以下4点にわたって質問いたします。

まず、第1に、リニューアル後は入館者が増加しているとのことですが、ここ3カ年ほどのデータを改めて紹介してください。

2点目として、増加要因としては、単に一過性のリニューアル効果というふうに総括されるのかどうか伺いたく思うのです。

そして、3つ目ですが、アクセス面改善の効果についてお伺いします。

実は、今年3月の予算審査特別委員会で私は、道北バスの停留所名に「土別高校前」などが残っていることを指摘した結果、道北バスでは6月1日から市内2カ所の停留所名を変更しました。名越橋の西詰めにある博物館や翠月最寄りのバス停は従来「不動公園前」という名前だったんですが、今回「博物館前」と変わりました。また、博物館を示す道路上の標識などもあちらこちらに随分設置されております。

こうした一連の工夫により博物館の存在を知らしめ、アクセスを容易にしてきたと思いますが、何らかの効果は出ているものと思慮されるでありませんでしょうか。また、博物館へのアクセス上で改善しなければならない課題もまだあるとしたらどんな点でしょうか、この機会にお聞かせください。

最後に、来年度の常設展示・特別展示を充実させるに当たってどんな方針をとるのか、お伺いします。

せっかくリニューアルしたのだからその記念に展示予算も大きく確保して、大エジプト展、人体の不思議展とはいかずとも何らかの集客力のある目玉企画を持ってくるのも悪くないと思いますが、他方で私は参加型の展示といいましょうか、市民が気軽に自分のコレクションを持ち寄って展示することが至極気楽にできること、それも重要ではないかと思うのです。例えば卑近な例ですが、私は王・長島時代の野球カードコレクションを持っているが、そんなものでもつまらないと言われず気軽に展示できる雰囲気も必要ではないかと、我が身に引きつけて

思う次第です。

ともあれ、来年度に向けて展示充実の方向性を伺いまして、質問を終わります。（降壇）
副議長（遠山昭二君） 石川生涯学習部長。

生涯学習部長（石川 誠君）（登壇） お答えいたします。

初めに、過去3カ年の利用者動向についてでございますけれども、有料入館者は平成20年度1,631人、平成21年度1,672人、平成22年度は2月からリニューアルの仮オープンをしたこともありまして前年より208人増の1,880人、平成23年度は11月末現在で2,344人となり、既に22年度の入館者総数を464人上回っている状況でございます。

入館者が増加した要因でございますが、市内はもちろん全道各地の関係機関にPR用のポスターを配布したこともありまして、小さな子供を連れた若い御家族や若い年代層のグループなどもいらっしやいまして、これまでとは違う新たな若い世代の見学者が見受けられるところでございます。

また、来館した見学者が新たに友人や知人を連れて再度見学にいらっしやる方もおりまして、その中にはお孫さんを連れて何度も来られる御夫婦もいらっしやるというふうに関き及んでございます。

これらのことから、増加の要因がリニューアル効果による一過性の増加現象だけによるものだけとは考えておりません。従前から展開しております各種講座等きめ細かな教育普及活動が功を奏しているものと考えておりますが、今後これらについては分析をいたしまして、これらの要因について検討をしてみたいというふうを考えているところでございます。

次に、周辺整備の状況についてでございますが、国道40号線の案内看板を今年7月に大きくわかりやすいデザインに更新をいたしまして、博物館入り口へ上がってくる道路の案内看板も増設したところでございます。また、先月11月末には博物館入り口までのスロープを改修をいたしまして、高齢者や身障者の方へ配慮した乗用車の乗り入れが可能となるような駐車もできるようにいたしたところでもございます。

今後の課題といたしましては、博物館へのバス利用者がバス停で降車してから博物館までの動線がわかりやすい案内看板の設置や、夏期間に博物館を御利用いただく方に近道となる歩行者専用道路の安全策を施してみたいというふう考えております。

次に、来年度の常設展示・特別展示の充実についてのお尋ねがございました。

常設展示につきましては、その季節ごとのテーマを設定をいたしまして、新たに寄贈を受けた資料を活用しながら展示構成の工夫に努めてまいりたいと考えております。また、特別展示につきましては、現段階におきましては日本版画協会第80回記念展の開催を中心に事業を展開する予定となっております。

また、市民に親しまれる博物館づくりを目指しまして、これまでも市民参加型の我が家のコレクション展を開催してまいりましたが、市民が自分自身のコレクションを展示できることからそれらのPRをあわせまして、市民が気軽に出展し、相談できる体制を整えてまいりたいと

考えております。

更に、今回の常設展示の改修で広いスペースが得られた玄関の前庭や、開放的にリニューアルされたロビーを活用してのさまざまなジャンルの催しの開催についても広く市民に周知してまいり考えてございます。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 国忠崇史議員。

10番（国忠崇史君） 博物館の件、1点だけ再質問させていただきます。

アクセス面で、道北バスのバス停の名称を博物館前に変わったというふうにお話ししたんですが、今回のリニューアルに合わせて博物館のリーフレットというんですかね、新しくなったと思います。このリーフレットに略図はあるんですけども、土別駅からどういう道順かという略図はあるんですけども、結局博物館までのどういう交通機関を利用したらいいかについては入っていないという状況があるので、このアクセスに関連して、ぜひこういったリーフレットの改善も集客というか入館者を増やす意味で重要なことですので、ぜひ検討していただきたいと思いますが、その辺いかがでしょうか。

副議長（遠山昭二君） 石川部長。

生涯学習部長（石川 誠君） 国忠議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ただいま御指摘をいただきましたが、博物館それぞれ御利用していただく方にリーフレットをお配りをしているわけですが、御指摘のとおり道北バスの利用の中身いわゆる発着時刻、JR土別駅から等々の発着時刻については記載をしていない状況でございます。したがって、今後それら博物館利用の啓発を促す意味からも利用手段、発着時刻の表示等々そういったものについてリーフレットの中に盛り込むような形で検討してまいりたいと思います。

以上です。

副議長（遠山昭二君） 国忠崇史議員。

10番（国忠崇史君） 以上で終わります。ありがとうございました。

副議長（遠山昭二君） 3番 松ヶ平哲幸議員。

3番（松ヶ平哲幸君）（登壇） 通告に従いまして、質問させていただきます。

最初に、低炭素むらづくりモデル事業についてお伺いをしたいと思いますが、この件に関しましては、昨日、斉藤議員からの質問もあり、回答があったわけでありますが、私はきのうの回答の確認の意味も含めてお伺いをさせていただきたいと思います。

市長は、昨日の答弁で、施設の建設場所も堆肥化システムについても白紙との話であることがわかりました。そこで、農林水産省からは事業継続の可能性もいただいたとのことでありますが、これまでこの事業推進に当たっては、協議会・幹事会・行政等々で相当の期間をかけて議論してきたものをこれから改めて再構築する、新しい方針を決定をして進めるということになると、来年の2月での繰越明許手続へと進むにはタイムスケジュール的にも大変厳しい状況になると思っています。

そこを踏まえて今後の取り組みについて、市長はどのように考えているのか改めてお伺いをしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 松ヶ平議員の御質問にお答えいたします。

この事業の取り組みにつきましては、昨日、斉藤昇議員からの御質問にお答えしたとおり、建設予定の川西自治会との再協議を初め、堆肥化システム管理運営方法や総事業費など解決すべき課題が残されており、これらの課題を再精査して事業を継続することは時間的にも事務处理的にも困難なことから、先般、副市長が農林水産省に出向き協議した結果、堆肥化施設の建設地及び堆肥化システムとしての機械設備などを一たん白紙に戻した上で、補助事業を継続していくことの可能性について、今後十分に協議させていただき旨を申し上げたところであります。

今回計画しておりました生ごみや下水汚泥等の処理につきましては、市民生活に直結するものだけに、いずれも本市にとって喫緊の課題となっているところであります。しかしながら、堆肥化施設の建設地及び堆肥化システムにつきましては、ただいま申し上げたとおり、再検討することといたしましたので、松ヶ平議員お話しのように厳しいスケジュールではありますけれども、十分承知しておりますが、まずは庁内関係部での議論を早急に進め、農林水産省担当課とも綿密に相談しながら平成24年度における事業完了を目標に、来年2月の繰り越し手続に向け、推進方針を検討してまいりたいと考えているところであります。

ただ、新たな用地の選定が必要となりますことから、設置を目指すこの施設が近隣住民からの御理解を得ることや、CO₂の削減に当たって堆肥化などの処理システムの選定手続など繰り越し手続までに整理すべき課題も多くあることも事実であります。

農林水産省との協議におきましては、本市において課題となっている処理施設の整備が必要なことを認識いただく中で、モデル事業として今後もCO₂の削減を目標とした施設整備に向けてできる限りの支援に当たる旨のお話をいただいております。

したがいまして、本事業による施設整備につきましては、今後におきましても農林水産省と十分協議しながら早急に事業を再構築し、市議会はもとより関係団体とも綿密に相談の上、方向性を決定してまいりたいと考えております。

以上申し上げて、答弁いたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 松ヶ平哲幸議員。

3番（松ヶ平哲幸君）（登壇） それでは、2番目の質問に入りまして、サフォークランド土別プロジェクトについてお伺いをいたします。

このことについては、第2回定例会でも質問させていただいて、答弁もいただいているところでありますが、その後の実態を含めて再度質問させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

第2回定例会では、22年度までの取り組みを中心に質問させていただき、17年にサフォーク

にかかわるさまざまな事業を通して総合的なまちづくり活動を実施するものとして関係機関が一体となったプロジェクトを組織した。平成20年度からは大都市への販路拡大活動も取り組んだことにより、大都市へも着実に浸透している。また、市内飼養農家6戸で生産されているラム肉は一元出荷する際、法人が販売の窓口となり、市内レストランや精肉店、道内外への業者と取り引きをしている。小羊生産頭数も17年の234頭に対し、23年では661頭と3倍まで増加しており、販路の拡大とあわせて増頭に努めてきた。更に23年度からは生産者に対する飼養管理費として助成金770万円にラム肉出荷助成金150万円を加えることとあわせ、市民還元価格としての枝肉1キログラム当たり2,300円の市民価格を保つところとしたというのが、第2回の定例会の答弁でした。

そこで、23年度の実態を見ますと、まず生産者が一元出荷業者に出荷する際、22年度までであったラム肉出荷助成金がなくなったため、1キログラム当たり2,300円から1,900円になりました。一元出荷業者は、この差額を屠場までの運搬に係る人件費やその他の経費として受け取ることとなります。それはそれで結構ですが、この価格を決めた5月のめん羊生産組合の打ち合わせでは、売れ残っても大変だから価格が下がっても全頭買い取ってくれるなら了承するということになっていました。

しかしながら、長引く経済の低迷や3月に起きた東日本大震災の影響もあり、日本国内で買い控えムードが大きくなり、人や物の物流が一層沈滞した影響もあるでしょうが、この一元出荷業者は生産農家に対して8月までは約束どおり1,900円で購入していましたが、それ以降は集荷をやめたというか、買い取り頭数を縮減しました。これは、買っても売れないから縮小したということなのでしょうが、5月の時点では生産者からの買い取り価格が1,900円になったということにより、6戸の生産組合のうち株式会社である1戸がそれなら独自で販売をするということでこの共同出荷から外れたため、残りの5戸の共同出荷希望頭数は364頭数でした。更に5戸のうち、一元出荷業者と同系列で経営する農場には234頭の共同出荷の希望でしたから、これを差し引くと130頭が長年サフォークランド土別運動の下支えをやってこられた小規模で飼養されていた4戸の生産者の頭数です。この頭数は死亡などにより変動してきていますが、5月31日の頭数では5戸の出荷希望頭数は364頭となっていたはずですが、

そこで、この364頭のうち、一元出荷業者が8月までに買い取ったのが56頭であり、そのうち小規模で飼養していた4戸の生産農家からは23頭だけしか買い取っていませんでした。しかもこの一元出荷を通しての市内レストランや精肉店に卸販売されたのが29頭です。8月以降は一元出荷業者が買い取りを一時縮小したと言いましたが、実際には9月以降も一元出荷は続けられており、9月1日から11月16日までの一元出荷頭数は77頭でした。しかし、この内容を見ると77頭のうち71頭が一元出荷業者と同系列の農場分であり、4戸の小規模生産者からの買い取りはたった6頭しかありませんでした。これからすると小規模生産者4戸の羊は130頭の希望出荷頭数に対して、実際に一元出荷された頭数は29頭しかいない計算になります。

ということは、本来からするとこの12月時点ではほとんどが消費されており、生産者が飼養

している頭数は繁殖用に残された羊しかいないはずなんですが、今年はまだ多くの羊がそのまま残っていることになります。4戸の生産者は独自では売りたいくてもなかなか売り先が見つけれられない、えさ代はかかる、年が明ければすぐに出産が控えている等々で大変困り果てているのが実態なんです。

そこで、なぜこのような状態になったのか、今後の対応策を改めてお伺いをしたいと思いません。

1つ目に、9月以降、一元出荷業者が買い控えとなった理由は一体何なんでしょうか。

2つ目に、その現状を行政はいつ知って、どのような手だてを行ったのか。

3つ目に、来年度以降もこのような状態が続けば、サフォークランドプロジェクト計画の大胆な見直しをしなければならないと考えますが、現時点での行政の考え方をお伺いをいたします。

4つ目に、4戸の生産者に対して今後はどのような位置づけとするのか。この現状からすると小規模な生産者は、引き続き飼養することは大変難しくなるというふうに思いますので、この4戸の生産者に対する今後の位置づけをお知らせいただきたいと思いません。

最後になりますが、今の段階で処理しきれない羊をどうするのか、行政としての指導はどう考えているのかをお聞かせ願いたいと思いません。よろしく願いたします。（降壇）
副議長（遠山昭二君） 林経済部長。

経済部長（林 浩二君）（登壇） お答えいたします。

まず、羊肉の流通対策についてであります。

このことにつきましては第2回定例会において、ただいま松ヶ平議員からお話しのとおり、この質問に対しまして羊の生産増加に伴う販売対策とともに、枝肉や部分肉に対応した流通体制を見直しながら対応に当たる旨、お答えしたところであります。

そこで、本年度の当初段階におきましては、生産頭数661頭に対し、市内で200頭、市外で300頭の計500頭を本年度の出荷計画としておりましたが、4月の生産組合における協議の中で一元集荷先より流通経費の増加に加え、東日本大震災による影響などから受注量が減少し、本年度のラム肉の販売は見通しが厳しいとの申し出がありましたことから、協議を重ねた結果、生産農家個々での販売や生体販売などによる対応とし、最終的には一元集荷頭数としては個々の農家で210頭、一元集荷先で234頭、計444頭に縮減し、枝肉1キロ当たり1,900円を生産者の卸価格としてスタートしたところでございます。

そこで、一元集荷業者が買い控えになった理由のことに、どのような対策をとったのかについてであります。

松ヶ平議員お話しのとおり、8月までは一元集荷先による対応がなされておりましたが、9月に入り生産者から「羊の集荷がとまっている」との報告を受け、一元集荷先に状況を確認したところ、市外からの需要も思ったほど増えず、依然として販売に苦慮していることから集荷を見合さざるを得ないとのことでありました。

このため一元集荷先に対し、この状況が続くようでは生産者への負担が大きくなることから、当初計画どおり集荷販売するよう申し入れしたところであり、その後9月30日に生産組合の会議を行い、その中で一元集荷による販売を継続するよう再度申し入れを行いましたが、どうしても現状の需要と供給状況では対応できないとの回答でありました。本年度は道内の大規模なラム肉生産者にもおいても震災などによる食肉全体の消費低迷といった影響を大きく受け、需要が停滞し、流通価格も下落傾向となっている状況にもあり、焼き肉需要期も過ぎようとする中で、市としても出荷時期を迎えている羊の販売方法など生産者との協議を重ねたところであります。

そこで現在、飼養されている羊への対応であります。

10月からは、みずからレストランに供給ルートを有する生産者2戸においてはそれぞれでの対応をお願いし、ほかの4戸の生産者については市内のレストランなどへの販売に当たることとし、このため一時保管方法などの体制整備についても生産者と行政、そしてサフォークランドプロジェクト全体での検討を重ねてきたところであります。

その結果、11月中旬には4戸の生産農家の出荷予定頭数121頭については、生産組合みずからが卸価格を引き下げ、12月初めより市内飲食店などに販売の依頼するとともに、ラム肉の販売に長年御尽力をいただいている市内精肉店の協力も得ながら、市民への需要を喚起するために新聞折り込みによる23年度に限りのラム肉市民還元キャンペーンとして、ジンギスカン・ラムロース・しゃぶしゃぶ用・すきやき用などの販売に取り組み、さらにはこれまで集荷が困難となっていた一元集荷先より販売の対応が可能となったことなど、今後のキャンペーンの動向にもよりますが、本年度のラム肉販売について一定の見通しが立ったものと認識しております。

このような中で、サフォークランド土別プロジェクトをどのように見直すかについてであります。

プロジェクトにおける羊の増頭計画につきましては、販路確保をもとに飼養の拡大を図り、平成14年4月の成メス202頭、平成26年当初には1,000頭とする目標を掲げ、本年4月の成メスは640頭とほぼ計画どおり推移しておりましたが、今年の羊肉を取り巻く環境は、先ほど申し上げましたとおり震災の影響に加え、売り上げの増加につながるような景気の回復は一向に見られず、市内でのオリジナル料理や道内外の各種イベントによる売り上げも伸び悩み、羊肉の販売環境は依然として厳しく、対応に苦慮していることはさきに申し上げたとおりでございます。

このような背景もあり、生産者としても24年度生産頭数を抑制せざるを得ない状況となっておりますが、来年2月以降の生産頭数も本年度と同程度の約600頭と見込まれ、今後、景気回復によるラム肉需要の拡大に期待しながら、まずは現状を見据えての対応が不可欠であるとともに、今後の羊の増頭計画につきましては、新たな販路の開拓はもとより磐石な販売基盤の確立による出荷先の確保に努め、プロジェクト全体で安定した流通体制を再構築してからの対応となるものであります。

今後におきましても土別サフォークラムについては、その希少価値とブランドを守っていくため生産履歴などを明らかにし、給与飼料の履歴なども管理した生産出荷体制を定めることは消費者から求められております。あわせて生産組合としての一体的な取り組みにより、小規模な生産者の羊の飼養においても安定した収益性の向上が図れるような方策を検討するとともに、観光面での相乗的な経済効果を見据えながら、まずは一元集荷先による安定した流通経路の確保とサフォークラムの高級部位に一層の付加価値を持たせる販売方法なども検討し、景気の動向にかかわらず安定出荷を維持できる体制づくり、更には新たな羊関連製品の開発などに取り組み必要があるものと考えております。

サフォークラム土別プロジェクトでの取り組みについて種々申し上げてまいりましたが、食肉に関してサフォーク生産を取り巻く状況は刻々と変化しております。そのため、サフォークの飼養についてはプロジェクトによる取り組みを展開するとともに、より一層の成果を目指し、今後のプロジェクトの取り組みにつきましても新たな班体制による組織力の向上はもとより関係機関と十分協議の上、よりよい方向性を見出すための努力をしてみたいと考えているところでございます。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 松ヶ平哲幸議員。

3番（松ヶ平哲幸君） 再質問させていただきたいと思いますが、今の答弁の中では、8月末まではその一元集荷が少ないけれどもある程度共同出荷の体制をとっていたと。それ以降、生産農家から話があって、改めて一元集荷と協議をされたということは、申しわけないですけども今の一元集荷やっている業者さん、なぜ土別がサフォークランド土別ということでサフォークの羊を飼育していて、まちづくりの一環だということ御理解いただいていないんじゃないかという、ちょっときつい言い方になりますけれども、それを支えてくれていた4戸の農家がいなくなってしまったという状況の中でいけばですよ、少なからずとも9月以降、自分のところだけは71頭屠畜をしたんだけど、ほかの4戸からたった6頭ということもないんじゃないかと。そこら辺の感覚含めて行政の立場として、この一元集荷にどういう指導されたのかということが、まず1点。

そして、9月に入って残っていると、生体でいなきゃいけない。議論したんだけど、実際取り組まれたのが、全戸配布になったこの12月4日から31日までの土別サフォークラム市民還元キャンペーンなんですけれども、今の答弁では1,600円にしたということになれば本当に生産者の方8月、9月ならほとんど処分されているはずなんですよ。そこはえさ代はかかっていて、ずっと飼養していて、本来なら1,900円よりもっと上乗せで買わないと、この生産農家の人、ただただ赤字になるだけなんですよね。

そういった意味では、本当にサフォークプロジェクトの計画の見直しも含めてなんですけれども、この小規模生産されている生産者の方々にも本当に迷惑かけられない、そういう状態をつくらなければいけないと思いますので、一つは、その今後も含めて一元集荷、今と同じよう

な体制でやっていかれる考え方なのかどうなのか、この2点をお伺いをしたいと思います。

副議長（遠山昭二君） 林部長。

経済部長（林 浩二君） 松ヶ平議員の再質問にお答えいたします。

今お話しのとおり、一元集荷の問題でございます。

これにつきましては、先ほどの答弁でお答えしたとおり、9月の段階で一元集荷がとまっているということを受けまして、私ども行政、さらには生産農家も集まっていたいて、その対応について検討してきたところであります。

その中で、再度一元集荷先に対して一元集荷を求めたところでありますけれども、結果として一元集荷先より需要と供給の関係からして一元集荷については難しいということで、その打ち合わせの中では、かなり厳しい意見が一元集荷先に寄せられたという話は聞いているところでございます。

本来は議員お話しのとおり、1キロ1,900円でスタートしたにもかかわらず、それが途中で立ち行かなくなったということに関して、結果的には生産農家の方々がその分、言っているのは300円の部分、今年に限って損失ということになろうかと思っております。

いずれにしても羊の場合、出産から12カ月以内に何とかラムの状態で出荷してこそラムということもありますし、長く飼っていればその分だけ飼料代がかかるといったことは当然でございます。そういったことも含めまして、我々もう少し早い段階からこういったことを確実に把握しておくべき事例であったなと思っております。

次に、一元集荷の今後の体制ということであります。

一元集荷については、平成9年からそれぞれ形を変えながらも民間事業者なり、羊と雲の丘なり、現在の一元集荷先ということでそれぞれ対応してきていただきまして、枝肉の価格についてもそれぞれ変わっておりまして、平成22年ではそれぞれの成果によって2,300円まで上がってきたというような経過がございます。ただ、こういった状況の中で、一元集荷の体制についても当然見直さなければならないと思っておりますけれども、ただ生産農家の方々にとってもやはり売り先の問題といったことは当然あるわけでございます。

来年、一元集荷体制が再び構築されていくように、サフォークランド土別プロジェクト全体で十分協議を重ねながら、その対応に努めていかなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

副議長（遠山昭二君） 松ヶ平哲幸議員。

3番（松ヶ平哲幸君） 今の答弁であれなんですけれども、本当に私、2回の定例会のときでも本当増頭計画は順調にしているけれども、販路拡大が極めて不透明であるから心配だと。そういった意味で組織を挙げて販路拡大に努めていただきたいということを最後に言って、2回定例会で終わったんですけれども、現実には言えば、今の状況を見るとなかなか新しい販路は拡大することは難しいというのが現状だというふうに思っていますが、それについてこれは官民

一体となってその販路拡大について努めていただきたいということを申し上げたいのと、もう一点だけ伺わせてください。

今の4戸の生産者が、小規模で飼養している農家の頭数が生体で何頭残っていて、このキャンペーンによって処理できる見込み頭数というのは何頭というふうに考えられているのか、想定をされているのかお伺いをしたいと思います。

というのは、確かに早い時期ならば、市民の方々にも協力してということなら言えたんでしようけれども、この12月に入って雪が降ってから羊肉の流れというのは極めて少なくなっている時期でもありますから、この市民キャンペーンをやった結果、本当に生産者の残り頭数がすべて処分できるかどうかの見込みも含めた答弁をお願いをしたいと思います。

副議長（遠山昭二君） 林部長。

経済部長（林 浩二君） 松ヶ平議員の再々質問にお答えいたします。

今現在4戸の農家で飼養されている頭数は実は121頭であります。この中でお話のありましたこれから取り組んでいく市民還元キャンペーンの中で販路を求めるものが37頭分ございます。それとスープカレーなり、ハンバーグなりということでそれぞれ処理できるものが13頭ございます。これで合わせますと50頭、それと、先ほど申し上げました再度一元集荷先から買い入れの申し出がありまして、ここに回るのが71頭の予定でございます。

今、松ヶ平議員お話しのとおり、キャンペーンの中で37頭の処理について、ある意味大丈夫なのかという部分の御指摘であろうかと思っております。この37頭、市内で消費ということで、市民還元キャンペーンということを取り組んでおりますけれども、ジンギスカンなり、ロース肉なり、しゃぶしゃぶ等でいくとおおむね550グラムをベースにすると1,200パックの販売ということになると思っています。これにつきまして現在、精肉店並びに株式会社サフォークさんのほうでそれぞれ取り扱っていただいているところでございます。何とかの年内じゅうにめどはつけていきたいということで、我々職員、さらにはサフォークランドプロジェクトの関係の方々、市内関係団体・企業のほうに直接出向きましてこういったキャンペーンについてのお知らせするとともに、販売についてもさらにお願いをしているところでございます。

仮にこのキャンペーンで残ってしまったらどうするかということも当然でございますけれども、冬のイベント等で更に検討していただけるといった話も聞いているところでございます。それらについて再度お話を進める中で、この頭数の生産農家、実質的には4戸、迷惑をかけないような形で何とか消費がうまくいくように、私どもとしても精力的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

副議長（遠山昭二君） 松ヶ平哲幸議員。

3番（松ヶ平哲幸君）（登壇） それでは、3番目の質問に移らせていただきます。

市の国民健康保険の特定健診に関してお伺いをいたします。

これは、20年4月から医療保険者に特定健康健診・特定保健指導の実施が義務づけられたも

のでありますが、先月から行政が行っている地域行政懇談会でも地域担当職員からこの説明がされている課題でもあります。

その懇談会からの説明からすると国は24年度末に医療保険者ごとに特定健診の受診率が65%、特定保健指導実施率が45%、保健指導対象者の減少率10%が目標数値としており、これを達成できなかった健康保険組合に対しては、75歳以上の後期高齢者医療制度の支援金が10%の範囲で増減されるなどの財政的ペナルティーを課すとなっています。

そこで最初に、この制度導入以降、市は国民健康保険が直接この該当となるわけですから、国保特定健診の実施状況についてお伺いをいたします。市国保における受診率をお聞かせください。

行政の取り組みもあって年々上昇しているとは聞いておりますが、22年度の受診率が36%となっていますので、初年度からの受診率の推移を改めてお教えてください。そして、22年度の率が36%であるということは、国の目標数値である65%にはほど遠い数字ですので、受診率が向上しない理由は何なのか、どのように押さえているのかお教えいただきたいと思います。

ある自治体では、このペナルティーを避けるため、国保人間ドックをやめてまで特定健診の受診率を上げようとしているところもあります。市もこの国保人間ドックは21年度に定員を100人減じて300人として実施をしていましたが、昨年は検査項目を削減することにより、健診単価を引き下げて定員を400人に戻したところでもあります。しかしながら、特定健診の受診率への大幅な向上には至っていません。24年度末の実績をもってペナルティーを課せられるとするならば、早急にこの人間ドックのあり方自体も検討しなければいけないのではないのでしょうか。特定健診の受診率向上に向けた具体的な対策をお聞かせください。

次に、国が示している後期高齢者支援金加算いわゆるペナルティーについてお伺いをいたします。

一時ペナルティー措置はしないといった情報もありましたが、もしこの措置がとられたとすると、市の国保財政上どの程度の予算を必要とするのか、23年度の概算からお教えてください。

いずれにいたしましても市民の健康を守るために健診の受診率を上げていかなければなりません。国に対してもペナルティーの廃止に向けて要望していかなければなりませんので、行政としての考え方をお聞かせいただきたいと思います。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 三好市民部長。

市民部長（三好信之君）（登壇） お答えいたします。

まず、国保特定健診の実施状況についてであります。

特定健診は国民医療費全体の約3分の1が生活習慣病に関連していることを背景に、この早期発見、予防による医療費削減を目的として、従来市町村が実施していた基本健康診査を改め、20年4月から各医療保険者が40歳から74歳までの加入者を対象に特定健診・特定保健指導を行うことが義務づけられたものであります。

本市国保における受診率は、初年度の20年度が33.3%、21年度が35.3%、22年度が36%、本

年度は12月7日現在の健診対象者4,708人のうち、既に健診を受けられた方が1,354人、治療中データなどを提供していただいた方が164人、今後受診予定の方が190人見込まれておりますので、合わせて36.3%と若干ではありますが毎年伸びている状況であり、全道の市の中では深川市、富良野市に次ぐ受診率であります。

しかしながら、国は保険者ごとに目標受診率を定め、お話にありましたように市町村国保は24年度までに65%に到達することが求められており、これにはまだまだ及ばない状況であります。

この受診率が伸びない要因ではありますが、国保連合会の調査では約4割の方が既に治療中で定期的に検査しているため健診の必要がないと思われる方が多いようでありまして、本市でも同様の傾向でありますので、今後これらの方の受診勧奨が大きな課題と考えております。

次に、受診率向上のための取り組みについてであります。

制度開始以来、対象者への案内文書の送付、市広報、地元新聞での広告掲載による啓発はもとより、未受診者に対して戸別訪問、電話による受診勧奨のほか、自治会や各種団体の研修会に加え、今年度は11月から各地で行っている地域担当職員による地域政策懇談会においても特定健診の意義、制度の説明、受診勧奨などを実施しているところであります。

また、今年度はこれまで周辺地区のみで実施していた旭川市医師会による中央地区健診の導入のほか、胃・肺・大腸がん検診への併用検診の実施に加え、旭川の厚生病院など土別市以外の健診機関で個人的に人間ドックを受診された方は、これまでは未受診者扱いでありましたことから、この際の健診結果を提出いただいた場合は、土別市国保人間ドックを受診したものと見なし個人負担の一部を助成することとし、現在までに45の方が申請をされたところであります。

今後は、労働安全衛生法に基づき特定健診に優先して実施される事業所健診や生活習慣病で既に治療中の方の検査データの集約について、事業所並びに医療機関の御協力を得ながら検討するとともに、休日健診などの受診機会の拡大の可能性などについても関係機関と協議をしてまいりたいと考えております。

次に、受診率が国の定める目標に到達しなかった場合のいわゆるペナルティーについてであります。

先ほど申し上げました24年度末の健診受診率65%のほか、保健指導率・内蔵脂肪該当者等の減少率が国の基準を下回った場合は、25年度に土別市国保から拠出する後期高齢者支援金が最大10%の範囲内で加算されるというものであります。具体的な数字で申し上げますと23年度の後期高齢者支援金は約3億円でありますので、これに加算相当額が約3,000万円加わることになり、こうなりますと国保財政運営に大きな影響を与えるもので、これはこうした状況は本市だけでなく全国多くの市町村も現在同様な状況であります。

こうした状況から、後期高齢者支援金の加算並びに減算措置などについては、全国市長会並びに全国町村会が国に対して撤廃を要望してきておりますが、現在、後期高齢者医療制度が廃

止され、新たな後期高齢者医療制度となった場合でもこの制度については廃止することなく、25年度以降に政令で規定するといった国の考えに変わりはないようであります。

本来の特定健診の意義は申し上げるまでもなく国民の健康を守るため生活習慣病をなくすことにあり、医療費削減を急ぐ余り目標を到達できない保険者にペナルティーを課し、結果的に市民負担が増えるようなことがあってはならないもので、今後も国に対してペナルティーの廃止について強く要望するとともに、市民の方には健康な生活を送るためにも一人でも多くの皆さんに健診を受けていただくよう、引き続き健診制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 松ヶ平哲幸議員。

3番（松ヶ平哲幸君） 今、市民部長からの答弁の中で、国保担当含めて相当努力をされているということはよくわかりましたし、ただ国が65%に達しなければ、23年度の見込みでいって3億ですから10%となれば3,000万円、これ基準数値からいけば、65%達成すれば3,000万円減算される、いかなかったらプラスで3,000万円だよということ。要は白黒つけた形でいけば6,000万円の差が生じるということになるというわけですから、これを国保会計で見たときには相当負担が強いられるということも予想されます。

そこで、今の答弁の中で、未受診となっている方の約4割が現在病気にかかって治療中だと。定期的に検査を受けているんで、改めて特定健診をしなくてもいいというふうに考えられている方がいらっしゃるということでもあります。私もこの関係で何人かお聞きをしたら、それと同じような状況で、受けなくていいじゃないというふうに受けとめる方も多くて、特定健診そのものに対する理解がなかなかされていないということが物語っているのではないかというふうに思います。

そこで、行政の国保担当者はいろんな意味で努力していただいているんですが、これを解消するためには、私思うんですが、市立病院を初め土別開業医会の御協力もいただいて、身長・体重・腹囲・血液検査・尿検査、これは改めて治療中以外にこの特定健診に該当するということになれば新たな項目をやらなきゃいけないんでしょうが、そのデータを国保の担当のほうに集約される、集まってくるという状況をつくらなければ、この国のいう65%の目標には達成されないというふうに思っていますので、ぜひこの課題に対する協力体制が築けるよう強く要望をしたいと思います。

先ほどの答弁の中で、土別は深川、富良野に次いで3番目ということだったんですが、実は富良野地域は道の保健所の指導の中で、このデータが市町村の国保に集まってくるというところもできています。ぜひ土別も、道の関係でいけば名寄保健所なんですけど、この名寄の保健所は、こちら辺については強く指導もされていないということでもありますから、土別だけを考えれば、ぜひ行政が主体となってこの体制が築けるよう要望したいと思います。

あわせて早急に公的病院である市立病院が、まずこのデータの提供をいただかなければいけ

ないというふうに考えますが、むろん市立病院の医師の業務が大変だということも承知していますが、残された期間はあと1年しかありませんので、市立病院がこのデータの提供についてどうお考えになっているのかを最後に病院事務局長にお伺いをいたします。

国保会計を見たときに新たな負担は避けたいところでもあり、最悪は国保人間ドックを廃止しなければならない状況にもさせたくありません。そうなれば市立病院の収入にも大きな影響が生じてくることも考えられますので、ぜひ前向きな取り組みをお願いをして、局長から答弁をいただきたいと思います。

副議長（遠山昭二君） 吉田市立病院事務局長。

市立病院事務局長（吉田博行君） 私から再質問にお答えしたいと思います。

糖尿病・脳卒中など生活習慣病が年々増加している現状にありまして、その発症あるいは重症化予防のために特定健康診査の受診率を高めるということは極めて重要だと考えております。そこで、市立病院に通院されている国保加入者で、特定健康診査の該当者の診療データの提供についてであります。

提供の対象となられる方は、内科系疾患で定期的に病院に受診され、特定健診にある検査を受けられる患者が中心となるわけでございますけれども、病院の診療情報を特定健診のためのデータとして提供するとなれば、個人情報取り扱いの観点から目的外使用と考えられますので、本人の同意が必要になると考えております。

また、医師がかかわってくるとなれば、検査でも診療行為の検査と特定健診のための新たな検査と分けて医師が指示しなければならないこととなりますので、患者対応の方法とかオーダーの出し方こういったものも変わってまいります。そうなりますと常勤医はもとより、特に循環器・呼吸器内科に関しましては、旭川医科大学とか名寄市立総合病院からの出張医でほとんどを対応していることとなりますので、こういった方々が複数名交代で私どもの病院に来ておりますので、そういった方々の御理解あるいは御協力こういったものも必要なかと思っております。

また、どの程度のこういった方々来るかちょっと今段階で見通しが立たないわけでございますけれども、消化器内科も含めてでございますけれども、ふだんの患者数が多いところは待ち時間が更に長くなる、こういったことも場合によっては懸念されるわけでございます。更に身体測定にかかわるスタッフの確保や診療情報請求システムの見直し、こういったことも必要になってくるわけでございますけれども、しかしながら、ただいま議員のお話にあったように医師会とも連携して実施しているところもあるということをお伺いしましたので、病院それぞれの実情の違い、こういったものもあるかとは思いますが、情報を早急に収集しまして国保担当者とも協議しながら、データ供給の体制についてどのような方法が可能なのか、早急に検討を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

副議長（遠山昭二君） 松ヶ平哲幸議員。

3番（松ヶ平哲幸君） 市立病院を一言で言うと公的病院ということで市立病院のお話をさせていただきましたが、特定健診の受診率が65%に行くということについては、市立病院のみならず開業医のところにも協力いただかないとなかなかこの65%行かないというふうに思いますので、ひとつ行政組織挙げてこの取り組みに全力で取り組んでいただきたいこと申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

副議長（遠山昭二君） 5番 丹 正臣議員。

5番（丹 正臣君）（登壇） 第4回定例会に当たり、通告に従い3点ほど質問をいたしますので、よろしくお願いいいたします。

まず初めに、農業対策について、市長の考え方をお尋ねいたします。

今年度の作況状況等々につきましては、冒頭今議会の行政報告の中である市長のほうから報告がありましたけれども、今年度の異常気象による天候不順は、融雪期は平年よりも早かったものの播種作業や移植作業が大幅におくれました。品目別によればバレイショ・ビート・タマネギ等は、それに野菜の一部を含め1カ月以上もおくれるような状況でありまして、更には収穫期による長雨で品質も収量も大幅に低下をいたしました。まだ最終的な収量、被害額が明確にはなっておりませんが、畑作野菜においては昨年より以上も多く被害になっておる。特に農家経済への影響が心配されるところでございます。

よって農協は、聞くところによると今年度も3年続いて農家支援のための金融対策をするような状況だということをお聞きしております。農業者の一人として3年続いた不作については非常に複雑な思い、残念ではありますが、行政も引き続き農協と一体となって農家支援する必要があるように思いますけれども、その辺をお聞きする次第でございます。

ちなみに今まで行政と農協で農家負担の軽減のためにゼロ金利対策を取ってきたわけでございますので、本年度も額が少なくなろうともぜひ昨年同様の支援対策を行っていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

次に、ビート対策について市長の考え方をお尋ねいたします。

ここ数年ビートの面積が横ばい並びに減少傾向が見られます。ビートのある、工場のあるまちとして、何とかビートの振興とあわせてそこに起こる経済対策、まちの経済活性化を図るために面積を確保しなければならないというのが致命的な問題であります。よって、本年市は独自対策として10アール当たり8,000円を補助し、それに上乗せして農家が救われた結果、面積が辛うじて土別で目標とする600ヘクタールに到達したということであります。

しかしながら、さきに述べたように異常気象もある中で農作業のおくれから収穫が大幅に低下し、そのあおりを食って、日甜土別製糖所も操業が昨年と同じように年内もしくは年明け早々に終わるやに聞いております。そしてまた、生産者も一段と高齢化をしておりますし、このビートについてはつくりづらい作物の一つでありますので、ビート生産者を初め、農協等々は今後の面積確保については不安を抱えている状況であります。しかしながら、幸いにして今年ですね、独自対策をして喜ばれている農家がありますので、引き続き次年度に向けた対策を

講じていただきたいと思うのであります。

また製糖工場、8自治体が連携してこのビートに対する対策を講じているようでございます。特にその中心的な役割を担ったのが士別市というふう聞いておりますし、その会長に牧野市長がついたというように新聞報道もされておるところでございます。これについてはいろいろな関係自治体と情報交換する中で、輪作体系上欠かすことのできないビートをどう守るかということのみならず、国に対していろいろ提案活動をしていくということでございますけれども、これは道北地方にあってはビートの作付はなくてはならないものでございますので、私はそれ以上のものをやはり士別として関係自治体と連携を強化することが求められると思うのであります。

市内において今年初めて、工場を初め農業者団体とビート祭りを開催し、多くの市民に共感を持たれたということでありまして、自治体連携については行政だけの仕事でなくして、現場で汗かく農業者の意見を十分聞くようなそんな姿勢が求められますし、先ほど言ったように士別市が中心的な役割を担うということでございますので、これからその手腕が問われますので、私はそれ以上に市長の気持ちの中にあるんでなかろうかと思っていますので、そのことについてのお示しをいただきたいと思うのであります。

3点目は、T P P対策についてお尋ねをいたします。

野田首相は国民や国内対策を講じることなく、11月A P E C会議で日本も参加に向けた意思表示をいたしました。国では今ちょっと落ち着いていますけれども、大きな論議となっております。ちなみに聞けば、全国都道府県議会の9割、全国市町村の8割、国会議員の2分の1が反対もしくは慎重だというふうにされております。しかしながら、一次産業が少ない中であって、国民の全体は52%が賛成で、反対が46%というふうに報道されております。

北海道においては、オール北海道としてこの問題に果敢に取り組むということで反対運動を展開しているのは承知のとおりでございます。道内で農業団体・農業系列の損失額が幾らになるかということ1年間で2兆1,100億円というような試算もされておりますし、また全国で言えば自給率が42%から12%に落ちるだろうという大きな数字が出ております。一次産業を基幹とする北海道、そして私たち士別においても大きな打撃を受けるのは必至のとおりでございます。さらには、農業だけでなくして21分野における産業が壊滅的な影響を受けるとされております。

今言ったように国や識者は大変だよ、被害が大きいよという状況は報道されるんでありますけれども、それらの部門、部門についてのこうなったときにはこうなるというような対策がいまだ見えてこないのであります。そういう中であって、先ほどビートのときにも言いましたけれども、我々一次産業を主とする士別市から全道に先駆けて市民運動を盛り上げながら、士別でこうなったときにはこうなるからこうしてくださいというような地道な運動がこれから求められるんだろうと思います。

そういうことで積極的な運動をどう進めるのかということ、市長にお尋ねをする次第でございます。

また、3点共通して言えることは、土別市の農業委員会の建議書、さらには農政対策協議会の要望書等々で共通の課題として出ているわけでございますけれども、この回答については年内市長が回答することになっておりますので、どうかひとつ生産者組織の皆さん方に夢と希望を与えられるような回答をしていただくように、私からも切に願います次第でございます。

次に、地域担当職員制度について、市長の考え方をお尋ねいたします。

これは、今まで議会で何人かの方が話されておりますけれども、牧野市長のマニフェストの一つでありますこの制度について、1年余が経過いたしましたので、幾つかの点について考え方をお尋ねする次第でございます。

まず、経過については、この制度は次長職以下管理職員が市内全域16地域に分けて、それぞれの地域を担当する職員として行政情報の提供、さらには地域問題の把握を行うことからできたものでありまして、最終的には牧野市長が言っている市民が主役の市政をより一層高めていく、それが大きな目標の一つとなって導入されたのであります。

今までの行政情報の提供としては、ふれあいトークがあったり、また地域課題の中では、予算確保に向けては自治会や自治連が中心となって、出張所単位ではいろいろな形の中で要請・要望が行われて聞く機会がありましたし、特に私たち多寄地区においての出張所管内では、出張所が中心になってやるものですから、これらについては重複するところもあるわけでありまして、そうそう大きな地区としての問題はないんでありますけれども、このような中であって、この制度において地域担当職員の任命を受けた職員がそれぞれの地域に積極的に出向き、自治会など地域との連携を深めながら市民目線で地域課題の把握や情報の提供を行うものであり、現在消防職員を含めて115名の次長職以下管理職員が配置されております。

このことは、通常の業務にプラスこの制度の中での活躍でございまして、仕事の量はすればするほど多くなる仕組みでございます。また、特に土曜日だとか日曜日、夜に来てくださいというような地区もあるやに聞いております。1年を経過してどのような活動が具体的に行われ、どのような成果があったのか、特にこういうことがすごいのがあったんですよというのがあれば、事例があれば紹介をしていただければありがたいと思っております。

今後の対応として、本市では今言ったように自治会や自治連を中心とした、また業界、更には商店街などが市民や団体などいろいろな形の中でさまざまな地域活動がなされておるのが事実でございます。私たちのまちのように過疎化や少子高齢化の進行に伴い、特に農村部においては自治会組織そのものの弱体化、地域活動の推進が困難になっている地区もありまして、地域活動が低下傾向にあります。しかしながら、そこに住む私たち市民はこの地域に住みながら、愛着を持ちながら活力ある地域づくりをする、生活をするということを望んでいるわけでございます。

このような中で、今年度は12月に入ってから地域担当職員が地域政策懇談会を開催するという形の中で今行われております。それぞれの地域に住みなれ、地域の人々の顔の見える関係を築くことがまず必要だと思います。更に一歩進んで、地域の活力や維持の活性化に結びつける

ような情報やノウハウを提供することが必要であると思われま

す。また、この制度によって、市職員も多くの幹部職員は土別市内に在住する人が多いわけであって、出張所や農村部の地域の担当職員はその地域に住んでいる方が少ないということもございまして、名前は分かっても顔がわからない、顔は見たんだけど名前がわからないというようなことが少なくないわけであって、職員は地域に足を運んでいるものの限られた範囲であり、接点がなかなか結びつかないのもあるわけでございます。

市民が主役のまちづくりや協働のまちづくりを進めるためには、地域住民と今言った行政職員、地域担当職員がこれからもますます密になっていくことが求められておるわけでございます。特に心配するのは、私は郡部においてはそうそう心配はないんですけども、市内9地区に分けた取り組みと郡部7地区に分けた取り組みというのが画一的なものではないかと思っておりますけれども、より一層市民が主役のまちづくりになるような考え方をその推進に当たって、市長の考え方を更にお聞きするところでございます。

最後になりますけれども、多寄医院の改築とその進捗状況についてお尋ねをいたします。

これは、多寄地区の住民の長きにわたる懸案事項の一つが多寄病院の改築であります。この件については、総合計画最終年度の29年度に改築をするという計画でありました。しかしながら、多寄自治連を中心として市民の多くの皆さん方は、身近なところに安心・安全を確保したい、29年まで待てないから少しでも早く改築をしていただきたい、市長就任後要請をした案件でございます。

そこで市長は、私が在任中に何とかこの案件はできるようにという回答をいただいて、聞けば来年24年度改築されるという計画になっているようなことでございますので、この判断に對しましては、私からも市長に心から感謝を申し上げますし、まだ決まった段階ではないんでありますけれども、安心・安全を守るための病院として次年度計画ではありますけれども、安心・安全を届けるために、ぜひこの機会に予算だとか、実施規模だとか、施設・場所等々の進みぐあいを聞かせていただいて、私の質問を終わるところでございます。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 丹議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から農業諸対策の御質問のうち、ビート対策及びT P P対策について答弁申し上げます。今年度の作況状況による今後の対応については経済部長から、また地域担当職員制度については副市長から、多寄医院の改築については保健福祉部長からそれぞれ答弁を申し上げます。

まず、ビートについてでありますけれども、本市におけるてん菜は、寒冷地農業における基幹作物として収益性や輪作体系を維持するためにも欠くことはできず、更に国内最北の製糖所を有する砂糖のまち土別にとっても雇用や運輸など地域経済の振興を図る上で極めて重要な作物であります。これまで生産者で組織する土別甜菜振興会を初め、市・農協・日甜等の関係機関・団体が連携し作付振興に取り組んできたところでありますが、2年続けて天候不順に見舞われ、数量及び糖分がともに大きく減少し、作付面積も減少傾向になったことから、本年度に

においては国のきめ細かな交付金事業を活用し、10アール当たり8,000円の生産確保を緊急対策を講ずるとともに、本年度から導入された畑作物の戸別所得補償制度の中で、作付が減少しているてん菜を北海道が産地資金の対象作物に位置づけたことにより、本市では約600ヘクタールの作付面積が確保されたところであります。

しかしながら、本年度の生産状況は移植作業等の大幅なおくれや、その後の干ばつと収穫時の長雨等の影響も大きく受け、3年連続して収量及び糖分ともに大幅に低下する結果となったことから、11月11日に土別甜菜振興会正副会長会議を開催し、次年度の作付面積の確保に向けた協議を行ったところであります。現在、農協と日甜とが連携を図り、次年度に向けての作付を集約している状況にあります。本年度に限り特別対策として実施した生産確保緊急対策は、春先の天候不順により予定していたてん菜の作付をやむなく見送らざるを得ない農家もいたことなども踏まえ、次年度の作付振興が図られるよう甜菜振興会並びに農協などと協議し、一定の方向性を出してまいりたいと存じているところであります。

次に、12月5日に設立いたしました北海道てん菜振興自治体連絡協議会についてであります。

これまで、てん菜に係る情報交換や振興を図る組織として、北海道を初め糖業者・J A北海道中央会・北海道農民連盟などで組織する北海道てん菜協会が中心となって、試験研究や栽培技術の普及等、生産者と糖業者の経営安定化に向けてさまざまな取り組みが行われており、また生産者団体や糖業者については、それぞれの立場で国や政府関係機関等に対し要請活動を展開してきたところであります。

しかしながら、本市を含め製糖工場を有する道内8自治体にとって、この製糖工場は、働く社員や季節労働者、さらには運送業者などの関連産業も含め地域経済に大きく寄与しており、仮に我が国がT P Pに参加した場合、とりわけてん菜は深刻な状況となるなど各自治体共通の課題でもあり、このたび製糖所のある自治体がスクラムを組んで、てん菜の生産振興を図ることを目的に土別市が呼びかけ人となり北海道てん菜振興自治体連絡協議会を設立し、この会の会長には私が選任されたところであります。

当日、協議会では北海道及び北海道農政事務所並びに民主党北海道本部に対して戸別所得補償制度の中で、本年に引き続いてん菜を産地資金の対象作物として位置づけ、更にT P Pへの参加反対などの提案活動を実施したところであり、また道内の関係自治体にも参加を呼びかけていくことが確認されましたので、丹議員お話しのとおり、今後、生産者などで構成する北海道てん菜協会等と連携を図りながら、てん菜の安定生産に向けた取り組みを進めてまいる考えであります。

次に、T P P対策についてお答えいたします。

行政報告でも申し上げたとおり、野田首相は11月14日、米国ハワイで開かれたアジア太平洋経済協力首脳会議で、環太平洋経済連携協定いわゆるT P P交渉への参加に向けて関係国との協議に入ることを表明いたしました。米国は早くも農産物を含むすべての自由化交渉の対象にするのは当然との立場で厳しい要求を日本に突きつけており、T P Pは農林水産物などの関税

を例外なく撤廃するだけでなく、丹議員のお話にもありましたように、医療や金融など幅広い分野での影響が生じることは明らかであります。更には食品の安全性についても残留農薬及び農薬使用拡大、有機農産物の基準を緩和して一部の農薬の使用を認めさせることや、食品添加物の認可拡大を求めることも予想されております。

特に北海道においては、農業が食品加工業や観光業などと密接に結びつき、特に重要品目である米、小麦、砂糖、牛肉、乳製品などについては、その影響は農業だけでなく地域経済にも大きな影響を及ぼすものであり、仮にＴＰＰが締結された場合の影響額は、主要農産品と関連産業の総生産額で２兆１、２５４億円と北海道は試算しており、また上川総合振興局で試算した管内の影響額は１、４０１億円となっているのであります。

このようなことから、私は昨年旭川市で開催された「ＴＰＰを検証し地域を守る上川総決起大会」に行政、市議会を初め農業者や経済団体、消費者、労働団体など多くの市民と連携を図り、参加阻止に向けて行動を展開してきたところであります。

また、本年につきましても北海道市長会や上川支庁総合開発期成会を通じまして、民主党本部及び道内選出の国会議員への要請活動を実施し、更にはビート対策の中で先ほど御答弁申し上げましたが、北海道てん菜振興自治体連絡協議会設立後に他の首長とともに、北海道知事や北海道農政事務所長及び民主党北海道代表等に対する提案活動を行っており、今後ともあらゆる機会を通じて政府や道内選出国会議員等に対する提案活動を積極的に進めるなど、強い決意を持って対応してまいりたいと存じます。

また、先般農業委員会から提出された建議書、そして農政対策協議会からの要望書に対しましては、しっかりとした回答をしてまいりたいと存じます。

以上申し上げて、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 林経済部長。

経済部長（林 浩二君）（登壇） 私から今年度の作況状況による今後の対応についてお答えいたします。

さきの行政報告で、今年の農業における天候不順による農作物への影響について市長より報告をいたしたところでありますが、水稻は平年をやや上回ったものの畑作物では収量や品質の低下が著しく、現在作物ごとの影響額について農協や共済組合と連携して取りまとめ作業を進めておりますが、特にパレイショやタマネギ、小豆、インゲン、てん菜といった本市の主要な畑作物は昨年に引き続き厳しい状況であることから、農家経済に対する影響が懸念されているところであります。

共済組合では、作物被害に対する共済金について選果・調整等が終了し被害が確認されたものに関し、年内に仮渡し金として支払いし、選果・調整等が済んでいない未確認のものに関しては年明けの３月、あるいは６月に精算する予定と伺っております。

そこで、被害を受けた農家経営の安定を図るため、貸付金に対する利子補給対策を講じるべきとのことではありますが、お話の利子補給につきましては平成21年、22年ともに主要農作物の

収量減少と品質の低下により農業経営に大きな影響を受けた農業者に対し、農協が貸し付けを行うJA農業経営緊急支援資金について、農家の利子負担を軽減するために0.9%の利子に対し、農協が独自に行う0.45%の利子補給に市も同様に0.45%上乗せ補給することによって実質的な農家負担をなくすものであり、市と農協が連携して貸付利子の全額補給を実施したところでもあります。

本年度の対策につきましても、次年度の営農に影響が生じないよう農協ともしっかりと協議を行って対応してまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） 私から地域担当職員制度にかかわっての御質問にお答えいたします。

地域担当職員制度は市民と行政が情報を共有し、相互の理解と連携を深めることを目的に、行政情報の提供や地域課題の把握、まちづくりにかかわる意見・提言の聴取、更には地域政策懇談会の開催などを主な活動として、現在、次長職以下の管理職115名により2年目の取り組みを進めております。

初年度における具体的な活動としては、地域との顔合わせを経て、6月から8月には民生委員やケアマネージャーとの分担のもと、ひとり暮らし高齢者の実態把握調査を実施したところであり、10月下旬から年末にかけては、各自治会との連携のもとに地域政策懇談会を開催してまいりました。このほか地域からの要請や相談に応じ、自治会への会合や説明会への参加、あるいは地域の要望箇所の現地確認などにも当たってきたところであります。

これらの中で、ひとり暮らし高齢者実態調査では、対象者992名のうち716名の方々について地域担当職員がその調査を担い、生活状況や困りごとなどをお聞きしてまいりました。

また、地域政策懇談会では、公認パークゴルフ場建設についての意見聴取を初め、一部地域では路線バスについてなど、その地域に深くかかわりのある行政課題についての御意見も伺ったほか、市政にかかわるさまざまな意見や提言、要望などについてもお聞きしてまいりましたところでもあります。

昨年度において地域担当職員が地域からの意見・要望・質問等について対応した件数は83件となっており、その主な内容につきましては、道路や公園、河川、排水など生活基盤の整備、交通安全、環境保全、美化対策、保健・医療体制、観光振興、公共交通施策、地上デジタル対応など多岐にわたる内容となっております。これらにつきましては、担当職員として責任のもとに調査等を行ったほか、即時に対応できない案件や質問に対しましては、所管部署が直接または地域担当職員を経由し回答、対応してきたところであります。

2年目となる本年度は高齢者世帯の実態調査や「命のバトン」の配布を初め、地域からの要望等への対応を行うとともに、先月下旬からは全地域において地域政策懇談会を開催しているところであります。

先ほどのお話の中にすごいのがあったのかということでございますけれども、その成果の一例についてであります。コミュニティ機能の向上を目的といたしまして、高齢者の地域支え合い体制の構築に向けた取り組みとして、第1町内自治会において地域内の高齢者の健康づくりと交流の場となる「ふれあい広場」が開催されたところでありまして、高齢者実態調査に際しての情報提供のほか、企画段階でのかかわりなど地域担当職員がその一翼を担ってきた事例がございます。

また、行政に対する質問・御意見等がある場合や地域で何からの課題が生じた場合などは、自治会長から地域担当職員に対して相談や連絡が寄せられているケースも見られるようになってまいりました。

お話のように出張所地区においては、地域課題の把握や相談、要望などについては以前から各出張所が窓口となって対応しておりますが、出張所地区以外の地域ではそうした体制が確立されていなかった中で、地域担当職員がその役割を担っているところでもございます。このほか自治会役員会の開催に合わせて地域懇談会を独自開催しているケースもあり、少しずつではありますが、地域と職員、すなわち市民と行政との距離感が短くなってきたなというところを感じているところでございます。

次に、今後の活動展開についてであります。人口減少や少子高齢化の進行の中で地域の活力は低下傾向にあり、こうしたことから各地域の特性を生かし、住民が主体となった地域活動の展開や地域課題の解決に向けた取り組みが必要となっております。このような中で、地域担当職員が地域の活性化や活力向上に役立つような情報を地域の皆さんにお伝えし、それを生かしていただくようにしていくことは、本制度を進化させていく手法の一つであるとともに、自主自立の地域づくりにもつながるものと考えております。地域担当職員の活動目標の一つとして検討をしてみたいと考えているところであります。

また、地域の皆さんから気軽に声をかけていただき、更に信頼される地域担当職員となっていくためには、まずは名前と顔を知っていただくことが大切でありますので、地域の皆さんに親近感を持ってもらえるような取り組みや周知の方法についても検討してまいります。

各自治会や地域にはそれぞれの考え方や方針がございますので、抱える課題もそれぞれ異なっております。地域担当職員としての対応も決して一律となるわけではないわけでありまして。

一方、各地域の状況などについては全庁的な情報の共有も必要でありますから、地域担当事業者より構成いたしております連絡会議の中で情報共有に努めるとともに、より効果的な制度となるよう意見交換を行いながら、地域の声の聴取や対応の方法、情報の提供など更なる制度の進化を図っていき、この制度が真に市民のために生かされるものとなりますよう努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 織田保健福祉部長。

保健福祉部長（織田 勝君）（登壇） 私から多寄医院の改築についてお答えをいたします。

多寄医院は昭和48年に建設し、築後38年が経過しており、このため老朽化が著しく、加えて年々進歩している医療の高度化に伴い医療機器が増加していることなどから、施設が狭隘となっているところでもあります。こうした中、22年1月に一次医療機関としての機能を担い、身近なかかりつけ医として多寄町民の診療や健康管理を行う多寄医院について、ただいま申し上げましたように施設が老朽化しており、更に待合室や診察室が極めて狭い状況となっていることから、丹議員お話しのように、多寄地区自治会連絡協議会より、その早期改築を求める要望書の提出がなされたところでもあります。

このため、こうした多寄町住民の医院改築についての強い要望を重く受けとめ、多寄医院を利用されている方は特に市内医療機関への通院が容易でない高齢者を初め、多くの地域の方々が通院しており、このように住民の命と健康を守る医療機関として重要な役割を担っておりますことから、土別市総合計画において当初平成29年度の改築計画といたしておりましたが、これを見直し、平成24年度に改築することで計画変更をいたしましたところでもあります。

そこで、現段階での多寄医院改築計画の進捗状況についてであります。

まず、院内の診察室、検査室、処置室、待合室等各部屋の配置や面積等の基本的な設計につきましては、多寄医院の嘱託医であります吉田医師と十分協議を重ねる中で図面の作成を終了いたしており、床面積約360平方メートル、この面積は現在の多寄医院の1.7倍の広さとなっており、費用は外構工事等を含め約1億円の木造平屋建てで改築を計画いたしております。また改築場所につきましては、多寄地区自治会連絡協議会から要望のありました多寄小学校旧校舎跡地での建設を予定いたしております。

今後におきましては、建築細部にわたっての実施設計、更に24年度工事の予算の議決をいただきまして、建設工事につきましては24年6月ころより着手をし、駐車場等の外構工事を含め24年中の完成を予定いたしており、完成後25年1月ころからの速やかな新多寄医院の供用開始に当たってまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁いたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 丹 正臣議員。

5番（丹 正臣君） 以上で終わります。よろしくお願いいたします。

副議長（遠山昭二君） ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午後 0時04分休憩）

（午後 1時30分再開）

副議長（遠山昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

7番 出合孝司議員。

7番（出合孝司君）（登壇） 平成23年第4回定例会に当たり、さきに通告したとおり一般質問

をいたします。

まず1点目は、自治会活動の推進についてであります。

自治会活動は各種行事などを通じて地域住民との交流を図るとともに情報の発信や共有等、まちづくりを進めていく上で重要な組織としてこれまでも活動をしてまいりました。また、平成24年4月1日に施行予定となっている「土別市まちづくり基本条例」においても、まちづくりを進める重要な地域組織として位置づけられております。

そこで、自治会活動の推進を図るため、何点かについて質問をいたしたいと思っております。

まず1点目は、若年層や俗に転勤族と言われている人たちへの対策についてであります。

若い世代やいわゆる転勤族と言われている人たちの中で、アパートやマンションに居住している人たちの自治会への加入状況は、極めて低い状態であると私は認識をしているところでありますけれども、まちづくりを進める上で重要なことは、いかに多くの市民がまちづくりに参加するかということが重要なことでもあります。言いかえれば、いかに多くの市民が自治会活動に参加するかどうかということではないかなというふうに思っています。現在、自治会に加入されていない人たちは、市の発行する広報や各種の情報が届いていないために、市の発信する各種の情報が伝わらずにいるという現況にあります。一方、自治会自体も高齢化などが進み役員の人選に苦慮するなど、その運営に支障を来す状況となっております。

これらのことを考えるときに自治会の活性化、また、まちづくりの推進のためには、多くの市民が自治会活動に参加することが必要であり、自治会未加入者に対する啓蒙・啓発等何らかの対策が必要であると考えます。当然自治会でありますから自治会としての取り組みも重要であると考えますけれども、自治会だけではどうしても取り組みに限界があるために、市としても地域担当職員の活用を含めて何らかの手当を望むものですが、どうお考えでしょうか。

2点目は、自治会に属さない地区の問題についてであります。

市内の西3条10丁目を中心にしたところに、どこの自治会にも属していない地域があります。この地区は、旧JR敷地であったものが10年ほど前に民間に払い下げをされた土地でありまして、数年前からここにマンションが建設されてきております。現在は9棟のマンションが立ち並んでいる状況となっております。約70戸近い居住者がいるこの地区は、現在どこの自治会にも属しておらず、ここの居住者は希望しても自治会に加入できないという状況にあり、早急な対応が必要であると考えられます。

市としてもこの現況を把握しているというふうに思いますが、近隣自治会やマンション居住者との話し合いなど取り組んでいることがあれば、その状況をお知らせ願いたいと思っております。

3点目に、市全体の自治会の見直しについてであります。

自治会制度が発足してかなりの年限が経過しております。この間地域人口の増減や、さきに述べたJR敷地のように土地の利用形態が変化等により自治会活動に支障が出ている自治会はないのでしょうか。近年の例として南町自治会があります。人口の増加により一つの自治会として運営するには余りにも大きくなり過ぎたため、分割して新たな自治会制度を再編いたしま

した。このようにその実情に応じて自治会組織の見直しを図っていくことは、自治会活動推進のためにも必要なことと考えます。

現在の自治会の状況を見ると人口の著しい減少により自治会戸数が数戸、2戸しかない自治会があるというふうに聞いています。この戸数では自治会としての機能は果たせないと考えられます。当然それぞれの自治会には活動の歴史や人間関係があり、単純に再編することは難しいと思いますが、自治会活動の推進のためにも実情に見合った見直しを行うべきと考えますが、市のお考えをお示し願いたいと思います。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 出合議員の御質問にお答えいたします。

自治会は、コミュニティー活動の一つとして地域に暮らす人々がともに触れ合い、ともに助け合うなど地域住民が主体的に取り組む参加型の組織であり、地域における福祉や環境保全を初め、防災、防犯、青少年の健全育成など地域づくりの実践の場として、またまちづくりの推進にも大きな役割を果たしていただいているところであります。しかしながら、近年では少子高齢化や人口減少に歯どめがかからず、自治会においても加入世帯数の減少が進む中、自治会の円滑な運営への影響や地域の連帯感の希薄化が懸念されているところであり、加入世帯の確保や若年層の新規加入の促進などにより、自治会活動の活性化や世代を超えた交流、地域での支え合いが一層求められている状況にあります。

そこで、お尋ねのありました自治会未加入者に対する啓蒙・啓発活動などの対策についてですが、本市では、現在73の単位自治会と5つの地区連絡協議会が組織されており、その取りまとめを行う自治会連合会が中心となってコミュニティー活動を推進しております。これまで自治会未加入者の住民に対しては、単位自治会が自治会連合会及び地区連絡協議会と連携を図りながら加入の働きかけを行っている状況にありますが、出合議員御指摘のとおり、若い世代やアパート・マンションに住まわれている方たちの加入はなかなか進んでいない現状にあります。

市といたしましては、今後とも自治会の効率的な運営と活性化を図るとともに、本市まちづくりを進展させるためにも自治会や自治会連合会とも連携をしながら、自治会加入について市広報・ホームページ等活用するなどのほか、特に加入率の低いマンション入居者等にあっては、加入啓発パンフレットの配布などを検討してまいりたいと存じます。

次に、自治会に属さない地区の対応についてであります。お話にありました西3条10丁目地区の一部は元JR北海道の所有地であり、民間に売却後マンションの建設が始まり、今では合わせて9棟の賃貸マンションなどが建っている状況であります。こうした経緯から同地区はいずれの自治会にも属さない空白地帯となっておりますが、既に本年同地区に隣接している自治会が自治会への加入について働きかけを開始しており、24年中には加入する方向で検討がされておりますので、市といたしましても必要に応じ支援をしてまいりたいと存じます。

次に、市全体の自治会の見直しについてのお尋ねであります。自治会制度が発足以来、上

士別・多寄・温根別地区での統合や、中央地区で新規発足、統合、あるいは分割、さらには朝日地区自治会制度への移行などにより、当時86自治会であったものが現在は73自治会となっているところでありますが、さきに申し上げましたとおり自治会の戸数は減る傾向にあり、それに伴い加入戸数の少ない小規模自治会が増加する傾向にあります。

自治会はそれぞれの地域性や歴史的なつながりにより形成されており、その再編には困難な面もありますが、安全で安心な地域社会を構築するためには、一定規模の戸数を有する自治会が自主的・自立的により活発に活動することにより、地域のきずなを一層強固にすることが肝要なことと考えますので、今後自治会再編につきましては、それぞれの自治会の事情をお伺いした上で、士別市自治会連合会と協議をしてみたいと存じます。

私は魅力あるまちづくりを推進するためには、自治会は最も重要な組織であると考えているところでありますので、24年4月に施行予定の士別市まちづくり基本条例に盛り込んだもので、その意図するところを市民の皆様にも理解していただくよう最大限取り組んでまいりたいと存じます。

以上申し上げて、私の答弁といたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 出合孝司議員。

7番（出合孝司君）（登壇） 次に、労働状況実態調査について質問いたします。

毎年実施されているこの調査でありますけれども、本年も10月末に報告書をいただきました。内容を見てみますと、開いてすぐ、まず「はじめに」というページの後段に、「実態把握としては十分なものではあるとは言えませんが、各方面に広く活用され、少しでも働く方々のよりよい環境づくりや企業の発展にお役に立てば幸いに存じます」という記載がございました。調査の概要の欄では調査の目的として、「士別市内の企業における労働条件等を把握し、今後の労働行政施策推進のための基礎資料とする」と、調査対象として「市内に在住する民間事業所で従業員5人以上の建設業、製造業、卸小売業、金融・保険業、運輸・通信業、サービス業を対象とする」となっております。

そこで、この報告書の活用方法についてお聞きしたいと思います。

この調査は約30年近く前から実施されてきているというふうに思いますが、これまでにこの報告書はどのような労働行政施策に反映されてきたのか、またこの報告書自体はどのように活用されてきたかお伺いしたいと思います。

私は、今回の報告書の調査結果を見ると余り活用されてきてはいなかったのではないかとこのように考えております。常用労働者いわゆる正規職員の調査結果だけを見ても、産業間で各種制度において大きな格差があり、報告書冒頭に書かれていた各方面に広く活用され少しでも働く方々のよりよい環境づくりというのが進んでないように見受けられます。

若干例を挙げますと給与規定、これを定めている事業所は全体の約56%となっております。半分が定めているけれども、半分が定めていないという状況でなっておりますけれども、産業別で見ると金融・保険業は100%定めています。それに対し、ある業種では35%しか定めていな

いという大きな格差がございます。また、就業規則においても100%定めている業種に対して、最も低い業種は約58%となっております。給与規定や就業規則は労使間において最も基本となる、根幹をなすものではないでしょうか。このほかにも健康保険や福利厚生、育児、介護、母性保護といった制度に対しても同様の結果となっております。

これらの結果を見ても、働く方々のよりよい環境がまだまだ進んでいないなという判断をするものであります。同じ土別市内で働いていながら、業種によって働く環境に大きな差が出ることは望ましいこととは言えないと思います。厳しい経済状況の中で、また企業の規模の違いもあり、すべてを同一にすることはできませんが、よりよい環境づくりのためにこの調査報告書をもとに各種施策を講じていただきたいと思います。

そこで、この報告書の活用方法について若干提案をしたいと思います。

それは、この報告書のダイジェスト版などを作成して全戸に配布するというものであります。これまでこの報告書は一部の関係者にしか配布されておらず、多くの市民はこの調査結果を見ることはなかったというふうに感じています。市内の労働者の実態を少しでも知ることにより、実際にその職業に働いている人も、またそうでない人にとっても意識の向上が図られるのではないのでしょうか。

また、市として環境整備がおくれている業種に対し、各種の制度の導入などをお願いするか、また必要ならばその支援制度を導入するなどの取り組みをしてはいかがでしょうか。

働く方々のよりよい環境づくりや企業の発展を目指すために、積極的な取り組みをお願い申し上げます。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 林経済部長。

経済部長（林 浩二君）（登壇） お答えいたします。

本市の労働状況実態調査は、土別市内の企業における賃金を初め、労働条件や福利厚生などの実態を把握し、本市労働行政施策を推進していくための基礎資料とすることを目的に、昭和56年度から従業員数が5人以上の民間企業を対象に調査を実施してきております。

まず、これまでこの調査報告書がどのように労働行政に反映されてきたか、また活用方法についてであります。

市は市内事業所の毎年の雇用状況を把握し、各調査項目のデータの推移と傾向について把握する必要がありますことから調査を実施いたしており、この調査結果は、本市の労働施策に反映させていく上で必要な資料となっております。具体的には、中小企業振興条例に基づく労働者の技能向上への支援、福利厚生施設設置への支援、退職金共済制度加入の支援、人材確保や雇用奨励に関する支援のほか市内勤労者の福祉推進事業の助成など事業所に対する助成を行う中で、労働環境の向上につながる施策を講じる際、あるいは見直しをする際の必要な検討資料として活用いたしております。

また、でき上がった報告書は毎年調査に御協力をいただいた市内事業所を初め、名寄公共職業安定所土別出張所、商工会議所、朝日商工会、市内高校のほか各関係機関にお配りしており、

事業所においては自社の状況把握や労働環境などを比較検討していただく資料として、また高校においては生徒の就職活動の資料として活用していただくなど各方面で活用いただいております。

次に、市内事業所での給与あるいは就業規則などの制定状況が低いことや、業種によって働く環境に大きな格差が生じている状況を改善するため、調査報告書をもとに各種施策を講じるべきとのことではありますが、企業経営を取り巻く環境は経済や景気の動向、あるいは人口の推移や基幹産業であります農業情勢、さらには国の施策などあらゆる状況が大きく反映され、そこで働く労働者の環境にも影響を及ぼすものとされております。こうしたことから、労働環境の整備が比較のおくれている事業所も一部にあるなど、業種によっても労働環境が異なる状況が見受けられますが、仮に法令に抵触するようなケースがあった場合には、労働基準監督署において適正な改善、指導がなされるものであります。

近年、特に景気低迷が続く中であって、企業が労働環境を向上させることは決して容易なことではありませんが、労使の信頼関係を一層深めながら、ともに労働環境の向上と企業の発展に努めていただくことが何よりも大事であると考えており、市といたしましても地元企業の振興発展のための各種支援策を講じる中で、働く方々の環境づくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、御提言のダイジェスト版を作成し、全戸に配布することもこうした実態を周知する上で一つの手法ではありますが、調査報告書の内容につきましては、これまで市のホームページに掲載し、現在平成18年度から22年度までの5年分を公開しており、アクセス件数は月平均50件を超えている状況にあります。また、土別市雇用対策協議会が年2回発行しておりますリーフレット「企業と労政」にも調査結果の一部を掲載し、市内事業所や関係機関に配布いたしております。

今後は、報告書の配布先を市内公共施設や調査に回答していない事業所にも広げていくとともに、広報しべつにも調査結果を掲載することとし、更にホームページによる公開についてもアクセス利用が増加するよう、例えば他機関ホームページとのリンクなどについても検討してまいりたいと考えております。

次に、労働環境の整っていない業種に対する各種制度の導入への取り組みについてではありますが、労働状況実態調査報告書には各種制度紹介のページを設けており、この中では労働相談、雇用拡大の支援策、中小企業勤労者福祉協会の案内、退職金制度、勤労者福祉資金の融資制度等について詳しく紹介しているところでございます。

お話のように市内事業所の中でも従業員の規模や業種によって、休日、休暇、定年制度、賃金や福利厚生制度において差がありますが、労働基準法では、10人以上の常用労働者を使用する使用者は就業規則を労働基準監督署に届けることが義務づけられており、この就業規則には、就業時間や休日・休暇などに関する事項、賃金に関する事項、退職に関する事項を必ず定めなければならないこととなっております。

本市での労働状況実態調査では従業員が5人以上の事業所を対象としていることと、業種では卸小売業で家内経営的な形態も比較的多く、給与規定や就業規則の制定状況が低い要因とも考えているところであります。

このようなことから、まずは事業主の方々に市内の労働状況の実態や各種制度の概要をお知らせするような説明会の開催について、商工会議所や朝日商工会と協議してまいりたいと考えております。

市といたしましては、就業規則の制定など労働者の環境整備における指導などはできませんが、事業者が自社の環境整備を進めていただけるよう、労働状況実態調査の内容や市内勤労者の福祉向上に取り組む中小企業勤労者福祉協会の各種事業を紹介するなど、今後とも労働者を支援する制度や施策の周知に努め、働く方々のよりよい環境づくりと企業の発展につながるよう労働施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁いたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 出合孝司議員。

7番（出合孝司君） これで一般質問を終わります。

副議長（遠山昭二君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 1時53分散会）